第3章 社会福祉法人の解散と合併

第1節 概 説

解散および合併は、社会福祉法人の消滅事由です。

解散とは、法人がその積極的活動を停止し、残務処理(清算)の過程に入り、清算法人となることです。

合併とは、2以上の法人が契約により1法人に合同することです。

合併には、合併の主体たる法人の全部が解散し、同時に合併により設立される新法人が事業 および財産を包括的に承継する新設合併と、合併の主体たる法人の一つが存続して、合併によ り解散する他の法人の事業および財産を吸収する吸収合併の二種類があります。

なお、社会福祉法人は、他の社会福祉法人とだけ合併できるものであり、一般社団法人または一般財団法人、他の特別法人と合併することは認められません。

第2節 解 散

1 解散の事由

社会福祉法人は、次のいずれかの事由により解散します(法第46条第1項)。

- (1) 理事の3分の2以上の同意および定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- (2) 定款に定めた解散事由の発生
- (3) 目的たる事業の成功の不能
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁の解散命令

なお、「成功の不能」は、社会福祉法人の目的としている社会福祉事業の経営が客観的に 不可能となった場合ですが、「不能」には「法令上不能」と「事実上不能」との双方を含み ます。

また、所轄庁は、社会福祉法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に 違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、または正当 な事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずる ことができます(法第56条第4項)。

2 解散の手続

(1) 解散の認可または認定

上記の解散事由のうち、(1) 理事の3分の2以上の同意,評議員会の議決による場合は、市長の認可が、(3) 目的たる事業の成功の不能による場合は、市長の認定がなければ、それぞれ効力は生じません。

なお、認可と認定という用語の使い分けをしているのは、理事等の自由意思を中心とする(1)の解散事由と、事業の不成功という客観的事実が当該法人の存続を不能とするものかどうかの程度の認定が基となる(3)とでは、解散事由の適否に関する審査に質的、量的

差異があるからです。

また,合併による解散の場合には,合併について所轄庁の認可を受けるので,解散についての認可は不要です。

(2) 解散の認可または認定の申請手続

社会福祉法人が解散の認可または認定を受けようとする場合は,必要書類を所轄庁に提出してください。

ア 提出書類

- ① 解散認可(認定)申請書
- ② 理由書
- ③ 法第46条第1項第1号または定款に定める手続(理事総数の3分の2以上の同意 等)を経たことを証明する書類
- ④ 財産目録および貸借対照表
- ⑤ 残余財産の処分方法
- ⑥ 負債ある場合は、この負債を証明する書類

イ 提出部数

正本1部,副本1部

(3) 届出すべき場合

定款に定めた解散事由の発生,または破産による解散の場合には,清算人は遅滞なく, その旨を所轄庁に届け出なければなりません。

これは、前者の場合には法人設立認可の際に定款で定めた解散事由の妥当性が認められており、これらの事由の発生によって当然に法人が解散して清算法人に移行するものであることから、そこに所轄庁の認可の余地は全く存在しないので、届出だけをもって足りるとされております。

(4) 解散の登記

上記の手続を済ませて法人が解散したときは、合併と破産の場合を除き、清算人が解散の登記をしなければなりません。解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因および解散年月日を記載してください。

なお、破産による解散の場合は、裁判所が解散の登記を嘱託することとなります。

また、合併により消滅する法人の解散の登記の申請は、合併後の存続法人または新設法 人の代表すべき者が、合併後の存続法人または新設法人の主たる事務所を管轄する登記所 を経由して、合併の登記申請と同時に行ってください。

第3節 清 算

解散の必然的結果として、当該社会福祉法人はその本来の活動を停止し、残務処理(清算)の過程に入ることとなります。

この清算目的のみにその活動を限定された法人が清算法人であり、その機関が清算人です。 清算人は、清算法人において、いわゆる理事の地位に立つ機関であって清算の目的の範囲内 において法人を代表し、清算事務を執行します。 なお、例外として、合併と破産による解散の場合があり、前者の場合には消滅する社会福祉 法人の債権、債務はそのまま合併後設立される法人に引き継がれるので清算の必要はありませ んが、後者の場合には、破産法に従い、破産手続が進められます。

清算の手続

- (1) 解散の登記および届出
- (2) 現務の結了
- (3) 債権の取立および債務の弁済
- (4) 残余財産の引渡
- (5) 清算結了の登記
- (6) 清算結了の届出

第4節 合 併

1 合併の手続

合併認可申請書は、理事総数の3分の2以上の同意および定款でさらに評議員の議決を要するものと定められている場合にはその議決を経た上で、必要書類を所轄庁に提出してください。

(1) 提出書類

- ア 合併認可申請書
- イ 理由書
- ウ 合併する法人について法第49条第1項の手続(理事の3分の2以上の同意等)また は定款に定める手続を経たことを証明する書類
- エ 合併後存続する法人または合併により設立する法人の定款
- オ 合併する各法人に係る次の書類
 - ① 財産目録および貸借対照表
 - ② 合併する各法人に負債があるときは、その負債を証明する書類
- カ 合併後存続する法人または合併により設立する法人に係る次の書類
 - ① 財産目録
 - ② 合併の日の属する会計年度および次の会計年度における事業計画書および収支予算書
 - ③ 役員となるべき者の履歴書および就任承諾書(合併後存続する法人については、引き続き役員となる者の就任承諾書を除く。)
 - ④ 各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係 または三親等以内の親族関係がある者がいるときは、氏名および続柄
- キ 法第52条の場合(新設合併)においては、設立の事務を行う者が同条の規定により 選任された者であることを証明する書類

(2) 提出部数

正本1部,副本1部

2 合併の時期

社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人または合併によって設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記することにより、その効力を生じます。

合併の登記には、合併後存続する社会福祉法人について変更の登記を行う場合(吸収合併) と合併によって設立する社会福祉法人について設立の登記を行う場合(設立合併)があります。

なお、この際、合併後の存続法人(吸収合併の場合)または新設法人(設立合併の場合) を代表すべき者が、合併の登記の申請と同時に、合併により消滅する法人の解散の登記の申 請をしなければなりません。

3 合併の効果

合併後の存続法人または新設法人は合併により消滅した法人の一切の権利義務を承継しま す(法第53条)。 **-** 5 3 **-**